

事業主各位

一般社団法人酒田労働基準協会

新入社員等の雇入れ時安全衛生教育の実施について

時下、貴事業場様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より適切な安全衛生管理につきましてご努力をいただいており、感謝申し上げます。

労働安全衛生法第59条及び労働安全衛生規則第35条により、新たに労働者を雇入れたとき、又は、労働者の作業内容を変更したときは、事業者は新入社員等に対しその従事する業務に関する必要な事項について、安全衛生の教育を行わなければならないとされております。

新たに労働者を雇い入れたときの労働災害防止のため一番大切な対策として、作業につく前に、職場の危険を理解し自ら回避できるように教育することが、非常に重要な役割を果たしております。

当協会におきましては、法令で定められております内容の安全衛生教育を、事業者に代わり下記により実施いたしますので、新入社員等の該当者がおられましたら、是非この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時：令和8年4月14日（火） 9時30分～17時
2. 会 場：酒田市総合文化センター4F （酒田市中央西町2-59 TEL24-2992）
3. 対象者：新たに雇入れた方、作業内容が変更になった方
4. 申込期限：令和8年4月7日（火） 期限前でも定員になり次第締め切ります。
5. 受講料：基準協会会員 10,450円/名（内訳：受講料 9,500円、消費税10% 950円）
基準協会会員外 14,850円/名（内訳：受講料 13,500円、消費税10% 1,350円）
※ テキスト代は含まれます。昼食代は含まれておりません。
6. 注意事項：申込みいただく前に、当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症について、当協会が開催する講習会等の対策について」をお読みください。
7. その他：遅刻、途中退席等をされたときは、修了証を交付できませんのでご注意ください。

申込要項

1. 受講申請：下記申込書に必要事項を記入し、FAXにて送信してください。

(FAX番号 0234-22-1316)

※銀行振込の場合、莊内銀行酒田中央支店普通預金（口座番号 136413）

一般社団法人酒田労働基準協会

※振込手数料は、貴社にてご負担願います。

また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。

インボイス制度の対応には銀行振り込みの受領書の他、本申込書の添付・保管が必要になります。

2. 申込先：一般社団法人 酒田労働基準協会

適格請求書発行事業者登録番号 T9-3900-0500-7968

〒998-0043 酒田市本町 1-2-52 TEL 0234-22-1311 FAX 0234-22-1316

3. 注意事項：※受講の取り消しは、講習初日から 3 営業日前迄とし、以後の取り消しには受講料の返金はいたしません。また、受講当日の欠席や遅刻による受講キャンセルも、返金の対象とはなりませんのでご注意ください。

※受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早めに納付手続をお願いいたします。

※受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

『新入社員等の雇入れ時安全衛生教育』受講申込書

事業場名			
所在地	〒 TEL ()		
連絡担当者	所属部課	氏名	
受講者	氏名(フリガナ)	生年月日	現住所
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円 内消費税 10% 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入してください。

現金を協会に持参

月 日に銀行口座に振込

※ 受講料は申込締切日、4月7日(火)まで、必ず納入してください。

FAX送信 令和8年 月 日

FAX番号 (0234-22-1316) 一般社団法人酒田労働基準協会 行